

令和4年第2回

多摩川衛生組合議会定例会

(会議録)

多摩川衛生組合議会定例会会議録

1. 日 時 令和4年11月18日(金)午後2時18分
2. 場 所 多摩川衛生組合議場
3. 応 招 議 員 (15名)
- | | |
|-----|------------|
| 1番 | 栗山 たけし 君 |
| 2番 | 西村 あつ子 君 |
| 3番 | 佐々木 貴史 君 |
| 4番 | 三角 たけひさ 君 |
| 6番 | 比留間 利蔵 君 |
| 7番 | 奈良崎 久和 君 |
| 8番 | 手塚 としひさ 君 |
| 9番 | 古濱 薫 君 |
| 10番 | 香西 貴弘 君 |
| 11番 | 遠藤 直弘 君 |
| 12番 | 柏木 洋志 君 |
| 13番 | いそむら あきこ 君 |
| 14番 | 山岸 太一 君 |
| 15番 | つのじ 寛美 君 |
| 16番 | 北浜 けんいち 君 |
4. 不 応 招 議 員 (1名)
- | | |
|----|----------|
| 5番 | 西の なお美 君 |
|----|----------|
5. 出席説明員
- | | |
|-------------|----------|
| 管 理 者 | 高橋 勝浩 君 |
| 副 管 理 者 | 松原 俊雄 君 |
| 副 管 理 者 | 高野 律雄 君 |
| 副 管 理 者 | 永見 理夫 君 |
| 会 計 管 理 者 | 笠松 和子 君 |
| 事 務 局 長 | 土屋 清嗣 君 |
| 総 務 課 長 | 大砂 銀二郎 君 |
| 施 設 課 長 | 加藤 稔 君 |
| 事 務 局 副 参 事 | 佐藤 俊彦 君 |
6. 会 議 書 記
- | | |
|----------|--------|
| 総 務 係 長 | 楠本 聡 君 |
| 人事議事担当係長 | 白岩 亮 君 |

議 事 次 第

- 第 1 諸般の報告
第 2 会議録署名議員の指名
第 3 会期の決定
第 4 管理者行政報告
第 5 第 5 号議案 建物等改修工事請負契約
第 6 第 6 号議案 多摩川衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
第 7 第 7 号議案 多摩川衛生組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 8 第 8 号議案 令和 3 年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
第 9 第 9 号議案 令和 4 年度多摩川衛生組合一般会計補正予算(第 1 号)
第 10 第 10 号議案 令和 4 年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について
-

午後2時18分 開会・開議

○議長（佐々木 貴史君） ただいまから、令和4年第2回「多摩川衛生組合議会定例会」を開会いたします。

議案につきましては、事前に配付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

なお、府中市の西のなお美議員につきましては、欠席の旨の届出があったことから、引き続き本日は欠席のため、本日の出席議員は15名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

○議長（佐々木 貴史君） それでは、日程第1「諸般の報告」を行います。

当議会定例会の傍聴につきましては、前回2月に開催されました定例会と同様に、新型コロナウイルス感染防止対策として、傍聴場所におきましては、議場外の指定した場所での音声のみの傍聴といたしますが、議場内での傍聴を希望される場合については、新型コロナウイルス感染防止対策として「マスクの着用、手指消毒及び検温の実施」という条件で議場内での傍聴を許可いたします。

また、報道関係者のカメラやフィルムの撮影については「議事の進行の支障にならない範囲」及びマスクの着用などの新型コロナウイルス感染防止対策を十分取った上で管理者行政報告の始まる前までといたします。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

多摩川衛生組合議会会議規則第77条の規定により、議長において、7番奈良崎久和議員、12番柏木洋志議員、15番つのだじ寛美議員を本定例会の会議録署名議員に指名させていただきます。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

本定例会を開会するに当たりまして、11月4日に議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（三角 たけひさ君） それでは、報告させていただきます。

本日の第2回「多摩川衛生組合議会定例会」の開会に先立ちまして、11月4日に議会運営委員会を開催し、本会の会期等、議会運営について協議を行っておりますので、その結果をご報告させていただきます。

本定例会の会期につきましては、本日1日とすることに決定しているところでございます。

なお、会議の日程につきましては、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

最後に、本定例会の円滑な運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第4「管理者行政報告」について発言を許可します。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 本日は、各市とも定例議会の開会中もしくは間近に控えまして、大変お忙しいところ、令和4年第2回「多摩川衛生組合議会定例会」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年2月15日に開催されました定例会以降の組合の概況につきまして、ご報告を申し上げます。

初めに、令和3年度のごみ処理等の実績につきましてご報告いたします。

可燃ごみ搬入量につきましては9万36トンで、令和2年度と比較しまして、全体で97トンの減となっております。内訳といたしましては、組合構成4市の搬入量が184トンの増、宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れが終了したことにより、支援ごみ搬入量が281トンの減となっております。

不燃・粗大ごみの搬入量につきましては3,088トンで、令和2年度と比較しますと、167トンの減となっております。

次に、し尿処理の状況でございますが、令和3年度の投入量につきましては、多摩市及び三鷹市からの受託分を含めまして1,868キロリットルで、令和2年度と比較しますと、134キロリットルの減となっております。

次に、発電設備の状況といたしまして、令和3年度の総発電量につきましては2,593万62キロワットアワーで、そのうち、売電電力は1,101万3,240キロワットアワーとなり、売電収入につきましては8,508万6,786円となりました。

次に、施設の見学につきましてご報告を申し上げます。構成市の小学校の社会科見学につきましては、引き続き小学校の社会科見学での清掃工場訪問という貴重な機会を失わないよう、感染リスクを最大限回避する対策を講じて、一般の施設見学とは別に受入れを実施しております。

以上が令和3年度のごみ処理等の実績でございます。

次に、令和4年度上半期のごみ処理等の実績につきましてご報告いたします。

可燃ごみの搬入量につきましては、4万5,306トンとなっております。

不燃・粗大ごみにつきましては、1,468トンが搬入されております。

し尿処理量につきましては、904キロリットルとなっております。

次に、監査につきましてご報告を申し上げます。令和4年6月22日に令和3年度4月・5月分及び令和4年度4月・5月分を、令和4年8月24日に令和4年度6月・7

月分及び令和3年度決算審査を、令和4年10月27日に令和4年度8月・9月分をそれぞれ実施していただきました。

以上の例月出納検査につきましては、財務等に関する事務は適正になされている旨の監査報告をいただいております。

なお、令和3年度の決算につきましては、本日の議会定例会において監査委員からの審査意見書を添え、上程いたしております。

本定例会には管理者提出議案といたしまして、令和3年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定、令和4年度多摩川衛生組合一般会計補正予算など6議案を提出させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご挨拶と併せて行政報告といたします。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で管理者行政報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木 貴史君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

○議長（佐々木 貴史君） 日程第5「第5号議案 建物等改修工事請負契約」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第5号議案 建物等改修工事請負契約」の提案理由を申し上げます。

本案は、多摩川衛生組合清掃工場の施設長寿命化事業の一環として建物や擁壁の改修を行うための工事でございます。

契約の方法は指名競争入札契約で、金額は仮契約の段階ですが、1億9,549万8,160円でございます。

当該契約につきましては、請負契約額が地方自治法第96条第1項第5号の規定を受けました多摩川衛生組合条例の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づく1億5,000万円以上となるため、提案するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木 貴史君） 第5号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可します。

事務局長。

○事務局長（土屋 清嗣君） 「第5号議案 建物等改修工事請負契約」の提案理由の補足説明を申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

仮契約の方法は指名競争入札契約で、令和4年6月27日から同年7月8日まで同工事の受注を希望する事業者で東京電子自治体共同運営に登録のある事業者のうち、一定

の規模を有する事業者の13社で入札を行い、金額は仮契約の段階でございますが、1億9,549万8,160円で落札され、大石建設株式会社と令和4年8月19日付けで仮契約を行っております。

仮契約金額につきましては、落札額と同額となります。

また、2か年の事業となりますので、令和5年度の事業費につきましては令和4年度予算において債務負担行為を設定いたしております。

仮契約における年度ごとの金額内訳については、令和4年度分は2,310万円、令和5年度分は1億7,239万8,160円でございます。

次に、契約期間につきましては、契約が確定した日から令和6年3月22日まででございます。

なお、契約の確定日につきましては、組合議会定例会において、契約議決されました日を予定しております。

「第5号議案 建物等改修工事請負契約」のご説明は以上でございます。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより「第5号議案 建物等改修工事請負契約」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（佐々木 貴史君） 挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第6「第6号議案 多摩川衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」を議題といたします。

なお、本案につきましては、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、監査委員の意見を聴取し、回答内容につきましては本日机上に配付しております。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第6号議案 多摩川衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正を踏まえ、管理者等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため「多摩川衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木 貴史君） 第6号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可しま

す。

事務局長。

- 事務局長（土屋 清嗣君） 「第6号議案 多摩川衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」の提案理由の補足説明を申し上げます。

以後、着座にて説明させていただきます。

「第6号議案 多摩川衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」をご覧ください。

地方自治法第243条の2の普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責におきまして、地方公共団体は条例で職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができるとされました。

なお、地方公共団体の議会は、条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされており、意見の決定は監査委員の合議によるものとされてございます。

条例の内容でございますが、損害賠償責任の一部免責では、損害賠償責任の限度額は、管理者等の区分に応じ、管理者または副管理者は6年、監査委員が4年、職員が1年分の基準給与年額とし、その額を超える部分を免責するとされています。

監査委員の意見聴取につきましては、議会運営委員会が開催された令和4年11月4日に議長から監査委員に意見聴取の通知を行い、回答内容につきましては本日机上に配付させていただいてございます。

「第6号議案 多摩川衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」のご説明につきましては以上でございます。

- 議長（佐々木 貴史君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

- 議長（佐々木 貴史君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」の声あり]

- 議長（佐々木 貴史君） 討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより「第6号議案 多摩川衛生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

- 議長（佐々木 貴史君） 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第7「第7号議案 多摩川衛生組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第7号議案 多摩川衛生組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正等を踏まえ、非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和するなど「多摩川衛生組合一般職の職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木 貴史君） 第7号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可します。

事務局長。

○事務局長（土屋 清嗣君） 「第7号議案 多摩川衛生組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由の補足説明を申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

「第7号議案 多摩川衛生組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」をご覧ください。

改正の内容でございますが、非常勤職員の育児休業の取得要件について、在職期間を1年以上とする要件を廃止するため、規定を整備いたします。

また、非常勤職員の1歳から2歳までの子に係る育児休業の取得要件につきまして、夫婦交代での取得を可能とするため、規定を整備いたします。

さらに、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、引用条項及び条番号を整理いたします。

育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情においては、法律の改正により、育児休業が現行の原則1回が原則2回まで取得可能となることに伴い、育児休業等計画書による育児休業の再取得に係る規定を削除するほか、号番号の繰上げなど他様式の名称を改めます。

部分休業をすることができない職員では、非常勤職員の部分休業の取得要件について、在職期間を1年以上とする要件を廃止するため、規定を整備し、育児休業が円滑に取得できるようにするための勤務環境の整備に関する措置についても規定いたします。

「第7号議案 多摩川衛生組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」のご説明は以上でございます。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（佐々木 貴史君） 討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより「第7号議案 多摩川衛生組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（佐々木 貴史君） 挙手全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第8「第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由を申し上げます。

議案書につづってございます決算書の4ページ及び5ページをお開きください。

令和3年度の一般会計の決算規模でございますが、歳入総額は5ページ左側の収入済額の合計欄にありますように、21億7,035万5,139円でございます。

次に歳出でございますが、6ページ及び7ページをお開きください。

歳出総額は7ページ左側の支出済額の合計欄にありますように、20億4,301万6,421円で、歳入歳出差引残額は、6ページの欄外に記載のとおり、1億2,733万8,718円となっております。

以上が令和3年度の一般会計決算額となっており、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の決算等審査意見書を添えて、議会の認定に付するものがございます。

今後も本組合では、財源の的確な把握、不用額の削減など、予算の効率的かつ計画的な執行に努めてまいります。

また、事業運営に当たりましては、安全性を第一に優先するとともに、効率性の向上を図りながら、今後も組合職員が一丸となって取り組んでまいります。

詳細につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木 貴史君） 第8号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可します。

事務局長。

○事務局長（土屋 清嗣君） 「第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由の補足説明を申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

議案書につづってございます令和3年度決算書をご覧ください。

まず、歳入でございます。

決算書10・11ページをお開きください。11ページの左から2列目の収入済額の欄をご覧ください。

第1款「分担金及び負担金」第1項「負担金」第1目「負担金」では、当初予算が17億5,034万3,000円で、減額補正を303万5,000円行い、予算現額は17億4,730万8,000円となっており、収入済額も予算現額と同額となっております。

第1款の内訳として、第1節「ごみ処理負担金」の予算現額は16億8,029万6,000円で、第2節「し尿処理負担金」が6,701万2,000円となっております。

続いて、第2款「使用料及び手数料」第1項「使用料」第1目「使用料」でございます。当初予算は703万3,000円で、予算現額も同額となっており、移動通信機器設置料のほか、委託関係職員の施設内駐車料及び厚生施設使用料、職員の施設内駐車料として681万3,180円を収入してございます。

次に、第3款「財産収入」第1項「財産運用収入」第1目「利子及び配当金」でございます。当初予算が461万8,000円で、予算現額も同額となっております。収入済額は474万4,828円で、内訳といたしましては財政調整基金預金利子の279円及び施設整備基金預金利子の474万4,549円となっております。

続いて、第4款「繰越金」第1項「繰越金」第1目「繰越金」では、科目設置で計上いたしました当初予算額の1,000円に前年度繰越金8,646万円を補正し、予算現額は8,646万1,000円となり、収入済額は8,646万884円となっております。

1枚おめくりいただきまして、12・13ページをお開きください。

第5款「諸収入」では、当初予算は8,241万3,000円で、予算現額も同額となっております。

収入済額は1億2,561万8,047円となっております。

収入済額の内訳といたしましては、第1項「預金利子」第1目「預金利子」で4,612円を収入しております。

第2項「雑入」第1目「雑入」では1億2,542万2,035円を収入し、主なものとして売電料8,508万6,786円を収入しております。

同じく第2項「雑入」第2目「弁償金」では、東京電力ホールディングス株式会社からの原子力発電所の事故に伴う賠償金を計上してございまして、19万1,400円を収入しております。

次に、第6款「国庫支出金」第1項「国庫補助金」第1目「国庫補助金」でございます。当初予算額は95万円で、予算現額も同額となっておりまして、廃棄物処理施設モニタリング等事業費の国庫補助金として87万1,200円を収入してございます。

1枚おめくりいただきまして、14・15ページをお開きください。

第7款「繰入金」第1項「基金繰入金」第1目「施設整備基金繰入金」でございます。予算現額は1億9,966万1,000円となっており、施設整備基金繰入金として施設長寿命化事業費の1億9,853万9,000円を施設整備基金から収入してございます。

以上、当初予算の20億4,501万9,000円に繰越金をはじめとする補正予算8,342万5,000円を加え、予算現額は21億2,844万4,000円となっております。

収入済額は21億7,035万5,139円で、同額が歳入決算額となっております。

なお、令和3年度歳入決算に際しまして、不納欠損及び収入未済はございませんでした。

続きまして、令和3年度歳出決算でございます。

1枚おめくりいただきまして、決算書16・17ページをお開きください。

第1款「議会費」第1項「議会費」第1目「議会費」は、当初予算が872万3,000円で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして中止となった行政視察関連経費の148万6,000円を減額補正し、予算現額は723万7,000円となっております。議会費の支出済額は707万6,473円で、不用額が16万527円となっております。

次に、第2款「総務費」でございます。当初予算が2億6,281万6,000円となっておりますが、8,491万1,000円を補正し、予算現額は3億4,772万7,000円となっております。

総務費の内訳において、第1項「総務管理費」第1目「一般管理費」では、当初予算額が2億6,208万1,000円で、主な補正として、前年度構成市負担金の精算額の増額補正と、新型コロナウイルス感染症対応における中止や縮小することになった経費の664万円を減額補正したことによる差引額の8,500万7,000円を増額補正いたしてございまして、予算現額は3億4,708万8,000円となっております。支出済額は3億3,401万9,521円、不用額は1,306万8,479円となっております。不用額の主な項目につきましては職員手当となっております。

20・21ページをお開きください。

第2款「総務費」第2項「監査委員費」第1目「監査委員費」でございます。当初予算が73万5,000円で、議会主催の行政視察中止に伴い、旅費の9万6,000円を全て減額補正し、予算現額は63万9,000円となっており、支出済額は63万4,823円、不用額は4,177円となっております。

続きまして、第3款「施設運営費」でございます。当初予算額が14億4,186万8,000円で、予算現額も同額となっており、支出済額は14億156万1,972円で、不用額は4,030万6,028円となっております。

第3款「施設運営費」の内訳でございます。第1項「ごみ処理施設費」第1目「可燃ごみ処理費」では、当初予算が12億2,511万円で、予算現額も同額となっており、支出済額11億9,583万8,241円、不用額は2,927万1,759円となっております。

22・23ページをお開きください。

第1項「ごみ処理施設費」第2目「不燃・粗大ごみ処理費」では、当初予算、予算現額とも1億6,409万9,000円で、支出済額は1億5,773万6,007円、不用額は636万2,993円となっております。

24・25ページをお開きください。

続きまして、第2項「し尿処理施設費」第1目「し尿処理費」でございます。当初予算は5,265万9,000円で、予算現額も同額でございます。支出済額は4,798万7,724円、不用額は467万1,276円となっております。

施設運営費全体の不用額の主な要因といたしましては、ごみ処理施設費におきましては、工事請負費における契約差金によるもの、し尿処理施設費におきましては、し尿処理における希釈率の向上により、下水道料金が当初の見込みから大きく減額となったこ

とによるものでございます。

施設運営費のご説明は以上となります。

続きまして、第4款「施設建設費」でございます。当初予算額が2億429万2,000円で、予算現額も同額となっております。事業といたしましては、施設長寿命化総合計画策定委託費と多摩川衛生組合清掃工場基幹的設備改良工事（蒸気タービンロータ取替）となっております。支出済額は2億259万8,000円となっております。不用額は169万4,000円となっております。

不用額の主な要因は、施設長寿命化総合計画策定委託費の契約差金となっております。

1枚おめくりいただきまして、26・27ページをお開きください。

第5款「公債費」でございます。予算現額が8,566万4,000円で、支出済額は8,556万3,012円、不用額は10万988円となっております。主な不用額につきましては、一時借入金の支出がなかったことにより、一時借入金の利子分の予算が不用額となったものでございます。

内訳といたしましては、平成27年度から平成28年度にかけて施工いたしました灰処理設備改造工事の事業費の一部をごみ処理施設整備事業債として財政融資資金及び東京都区市町村振興基金から借入れをしているところでございまして、第1項「公債費」第1目「元金」では8,477万5,987円、第2目「利子」では78万7,025円をそれぞれ償還金として支出しているところでございます。

次に、第6款「諸支出金」でございます。当初予算額が1,165万6,000円で、予算現額も同額となっております。年度途中において、施設整備基金の預金利子積立金の予算に不足が生じた一方、同項内の財政調整基金の預金利子積立金に不用額が見込めたことから双方の予算流用を行ってございます。支出済額は1,156万2,620円、不用額は9万3,380円となっております。

次の第7款「予備費」でございますが、令和3年度予備費の充当はございませんでした。

歳出の最後の欄に、歳出合計として、当初予算20億4,501万9,000円で、補正予算として8,342万5,000円を追加し、予算現額は21億2,844万4,000円となっております。これに対し、支出済額は20億4,301万6,421円で、不用額は8,542万7,579円となっております。

記載はございませんが、予算現額に対する執行率は95.99%となっております。

続きまして、30ページをお開きください。「実質収支に関する調書」でございます。

令和3年度一般会計の決算規模は、歳入決算額が21億7,035万5,000円、歳出決算額が20億4,301万6,000円となっております。歳入歳出差引額は1億2,733万9,000円で、実質収支も同額となっております。

続きまして、32ページをお開きください。「財産に関する調書」でございます。

32ページから33ページにかけて、上段には公有財産（土地及び建物）、下段には物品の保有状況を記載してございます。前年度との比較において、ともに増減はございません。

続きまして、34ページをお開きください。財政調整基金及び施設整備基金につきまして、前年度末（令和2年度末）から決算年度末（令和3年度末）における現金と国債

の残高、決算年度中増減高の内訳を示してございます。

財政調整基金は前年度末残高が2,870万3,822円で、年度内の積立額が681万8,071円、令和3年度に同基金からの一般会計への繰入れはございませんでしたので、前年度末残高に積立額の合計で決算年度末残高が3,552万1,893円となっております。

その下の表に記載がございました施設整備基金の状況でございますが、同基金の前年度末残高が25億5,985万8,402円で、表中の決算年度増減高について、定期預金の満期の関係等による普通預金と定期預金の移動による増減のほか、施設建設費の財源として1億9,853万9,000円を一般会計へ繰り入れたことによる減により、決算年度末残高として23億6,606万3,951円となっております。

最後に、決算書の次につづってございます「令和3年度決算等審査意見書」をご覧ください。

令和4年8月24日に3名の監査委員による決算審査を実施していただいた結果、記載のとおり審査意見をいただき、適正に処理がなされているとお認めいただいております。

そのほか、令和3年度の事業報告につきましては「令和3年度事務報告書」をご覧くださいいただきますようお願い申し上げます。

以上で「第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」のご説明とさせていただきます。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木 貴史君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」の声あり]

○議長（佐々木 貴史君） 討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより「第8号議案 令和3年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（佐々木 貴史君） 挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり認定されました。

○議長（佐々木 貴史君） 次に、日程第9「第9号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」と日程第10「第10号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」は、ともに関連がございますので、一括して説明を受け、質疑も一括で行い、その上でそれぞれの議案についてお諮りしたいと考えておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐々木 貴史君） ご異議なしと認め、そのように進行いたします。

それでは、管理者より第9号議案、第10号議案の提案理由の説明を求めます。

管理者。

- 管理者（高橋 勝浩君） 「第9号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」及び「第10号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」につきまして、一括してご説明を申し上げます。

お手元の「第9号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の1ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,754万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億5,942万3,000円とするものでございます。

「第10号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」は、第9号議案の補正予算（第1号）におきまして、令和4年度の組織団体の負担金に変更が生じることから、多摩川衛生組規約第13条の規定により、負担金の変更をすることについて議決をいただくものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（佐々木 貴史君） 第9号議案、第10号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可します。

事務局長。

- 事務局長（土屋 清嗣君） 「第9号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計補正予算（第1号）」及び「第10号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」、一括して提案理由の補足説明を申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

補正予算（第1号）の概要でございますが、毎年度行っている前年度の構成市負担金の精算に加え、昨年度と同じになりますが、新型コロナウイルス感染状況により組合議会主催の行政視察を行わないこととなったこと、燃料費の高騰に伴う電気料金の高騰に関係する予算の補正を行います。

続きまして、詳細についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、別添となっております桜色の表紙の横向きの資料「令和4年第2回多摩川衛生組合議会定例会議案関係資料」の13ページをご覧ください。第9号議案関係資料でございます。

まず、歳入の構成市負担金でございます。

売電料収入増に伴い、財源充当額が当初予算より大きく上回ったこと、また、行政視察中止に伴い、議会費及び総務費に減額があることから、ごみ処理負担金及びし尿処理負担金でそれぞれ減額があり、ごみ処理負担金では稲城市が1,659万2,000円、狛江市が1,382万7,000円、府中市が3,459万2,000円、国立市が1,386万3,000円で、合計7,887万4,000円を減額補正することとなっております。

一方、し尿処理負担金につきましても、稲城市が20万3,000円、狛江市が1万8,000円で、2市合わせて22万1,000円の減額補正となります。

続いて、繰越金でございますが、令和3年度歳入歳出決算に伴う繰越金について増額補正をいたします。

繰越金1億2,733万8,000円を増額補正し、当初予算の1,000円と合わせて1億2,733万9,000円とするものでございます。

さらに、諸収入において、電気需要の高まりから売電料が当初の見込みより増収となる見込みであるため、当初予算における諸収入の1億2,781万円に売電料の増額分の1億2,864万2,000円を増額し、諸収入を2億5,645万2,000円とするものでございます。

負担金の減額補正との差引きとなりまして、全体では1億7,754万1,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出でございますが、1枚おめくりいただき、14ページ左側の表をご覧ください。

初めに、議会費につきましては、令和4年度に予定してございました行政視察について、新型コロナウイルス感染症の影響により、視察を行うことが適当でないとの議会のご判断から、行政視察に係る経費の旅費及びバス賃借料等の予算を全て減額することとしております。

内訳といたしましては、旅費が76万8,000円、使用料及び賃借料が63万4,000円で、議会費総額では140万2,000円を減額補正とさせていただきます。

続きまして、総務費でございます。

議会費と同様に、行政視察事業の関連費用といたしまして、随行職員の旅費等における行政視察経費の予算を減額補正することとしてございます。

総務費の内訳といたしましては、一般管理費の行政視察における特別旅費で51万4,000円、使用料及び賃借料で行政視察事前調査の高速道路通行料として計上していた2万円、負担金補助及び交付金で構成市運営協議会委員の随行職員の行政視察経費の18万4,000円、項目が変わりまして、監査委員費で監査委員が行政視察に同行するために計上していた旅費の9万6,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

続けて、その下段の令和3年度分の構成4市負担金の精算でございますが、総務費の償還金利子及び割引料について、歳入歳出差引額の1億2,733万8,000円を増額補正し、令和4年度当初予算の1,000円と合わせて1億2,733万9,000円としてございます。

構成市別の内訳といたしましては、同じ資料の右側中段の表になっております4市精算金となっているところをご覧ください。円単位で申し上げますが、稲城市が3,649万2,371円、狛江市が2,716万5,681円、府中市が4,490万2,891円、国立市が1,877万7,775円、合計で1億2,733万8,718円となっております。

続きまして、施設運営費でございます。

先ほどにも申し上げましたが、電気料について発電の燃料となる液化天然ガスなどの価格高騰に伴いまして、電気料金が当初の見込みより大きくなってございます。

内訳を申し上げますと、施設運営費のごみ処理施設費で、可燃ごみ処理費では506

9万1,000円、不燃・粗大ごみ処理費では107万2,000円を増額補正するものでございます。

以上が、令和4年度多摩川衛生組合一般会計補正予算(第1号)の内容となっております。補正前の17億8,188万2,000円に1億7,754万1,000円を補正し、補正後の予算額を19億5,942万3,000円としたいと考えてございます。

次に「第10号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」を続けてご説明させていただきます。

同じ議案関係資料の、縦向きになります15ページをご覧ください。

本件につきましては、令和4年2月の議会定例会で令和4年度歳入歳出予算の採決後、続けて「令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」で議決をいただいたところですが、先ほどの補正予算(第1号)におきまして構成市負担金の減額補正がございましたことから、多摩川衛生組規約第13条の規定に基づき、改めて議案提出するものでございます。

負担金の減額補正の額につきましては、先ほど補正予算(第1号)の歳入にてご説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

以上で「第9号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計補正予算(第1号)」及び「第10号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」の提案理由の補足説明を終わります。

○議長(佐々木 貴史君) 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○議長(佐々木 貴史君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」の声あり]

○議長(佐々木 貴史君) 討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

質疑、討論は一括して審議いたしました。議案の採決につきましてはそれぞれ個別に行うことといたします。

それでは、お諮りいたします。「第9号議案 令和4年度多摩川衛生組合一般会計補正予算(第1号)」を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長(佐々木 貴史君) 挙手全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

それでは、続いて、お諮りいたします。「第10号議案 令和4年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金の変更について」を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長(佐々木 貴史君) 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木 貴史君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回「多摩川衛生組合議会定例会」を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時09分閉会

上記のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

多摩川衛生組合議会議長 佐々木 貴 史

多摩川衛生組合議会議員 (7) 奈良崎 久 和

多摩川衛生組合議会議員 (12) 柏 木 洋 志

多摩川衛生組合議会議員 (15) つのじ 寛 美